

あわら市監査委員告示 第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和7年11月14日

あわら市監査委員 杉本一
あわら市監査委員 北島登

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査（補助金）

2 監査の範囲

保存している全ての年度におけるあわら湯けむり創生塾、あわら温泉屋台村「湯けむり横丁」及びおしえる座あに対する補助事業の出納その他の事務の執行状況

3 監査の対象

所管課	補助事業名	補助事業者	補助金の額
観光振興課	平成18年度地域ブランド創造活動推進事業補助金	あわら湯けむり創生塾	5,000,000円
観光振興課	平成19年度地域ブランド創造活動推進事業補助金	あわら湯けむり創生塾	5,000,000円

4 監査の期間

令和7年6月24日から令和7年6月30日まで

5 監査の方法

以下の着眼点のもと、所管課から提出された関係資料等を審査した。

監査の着眼点	
所管課	・補助金等の交付手続き及び会計経理は適切に行われているか。 ・補助事業者への指導監督は適切に行われているか。

6 監査の結果

当該補助事業の出納、その他の事務に係る関係資料については、文書保管期限が経過し多くが廃棄処分となっていた。このため、所管課に聴き取りを行い、保管されていた資料等の範囲で確認したが指摘事項等はなかった。